鳥類臨床研究会特別セミナー
『種の保存法とマイクロチップ」
～どの鳥に？どうやって？～

特別セミナーにおいて寄せられた質問に対する回答
鳥類臨床研究会
協力：環境省野生生物課
2021年7月作成

お詫びと訂正

先日公開しました

鳥類臨床研究会特別セミナー『種の保存法とマイクロチップ』
～どの鳥に？どうやって？～
◇「種の保存法における希少野生生物の取引規制制度
～規制における獣医師の役割について～」

の動画内で、12枚目のスライド説明時に、種の保存法上ではマイクロチップのISO規格には言及していないと伝えてしまいましたが、収録後に確認したところ、**施行規則にISO規格に準拠したものを使用するよう記載がありました。**
お詫びして訂正いたします。

登録と所有者に関する質問

注意！

本資料の内容を参考に、登録と飼い主（所有者/占有者）に関する個々のケースについては環境省又は自然環境研究センターにご相談・お問い合わせください。

※個体等登録は**自然環境研究センター**が受付しています。

http://www.jwrc.or.jp/service/cites/index.htm

一般財団法人自然環境研究センター　国際希少種管理事業部
直通電話　：　03-6659-6018
（土日祝日を除く平日10時～17時）*昼（12時30分～13時30分）
直通FAX　：　03-6659-6320

Ｑ１　規制対象種の鳥を飼育するにあたって、登録票がないとどうなりますか？

譲渡し等（あげる、売る、もらう、貸す、借りる）の規制

希少野生動植物種は全ての個体に対し、譲渡し等は原則禁止（法第１２条）

販売・頒布目的の「陳列」・「広告」も規制される。（法第17条）

ただし以下の場合は譲渡が可能

①学術研究等の目的で環境大臣の許可を受けた場合

➡ 動物園や大学等の研究機関間の移動が主な対象として想定される

②環境大臣（個体等登録機関）の登録を受けた場合

（登録を受けた場合は17条で禁止されている陳列・広告も条件付で可能）

➡ ペットの販売や一般飼育者間の譲渡等は登録の手続きをするのが通常

※種の保存法は規制対象種の譲渡を規制するものであり、**単純所持（飼育）は規制対象行為ではない。**よって譲渡等が想定されない場合は登録は不要。
預ける行為は規制対象（占有権の移転）となる。

6

Ａ１
×譲り渡しやペットホテル
（動物病院のペットホテルも×）
〇動物病院での診療・入院は可能

獣医師法第4章に規定される業務に伴う譲渡等はOKです。ですので、獣医師が治療・診療のために入院が必要と判断し、預かるような場合は問題ありません。

Ｑ２ 種の保存法に指定された鳥の登録にクローズドリングかマイクロチップの挿入が必要とのことですが、個体識別が目的であるのなら、動管法としてAIPO（動物ID普及推進会議）に登録すれば、環境省の方への登録をしなくても済みますか？

（参考）マイクロチップに関連する法令

- **動物愛護管理法**
- 自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置。
- 特定動物（哺乳類、鳥類*、爬虫類）原則としてISO規格に適合するマイクロチップを埋込むことによる個体識別措置を義務付け。飼養許可基準のひとつ。 *脚環も可

【令和4年6月1日より】

- 犬猫等販売業者にマイクロチップの装着・登録の義務化 （装着について犬猫等販売業者以外には努力義務）
- 登録を受けた犬猫を所有した者に対する変更登録の義務化

- **外来生物法**
- 特定外来生物について、種ごとに定められた個体識別措置を義務付け。当該措置を講じたことについて届出が必要。
- 哺乳類及び爬虫類：原則としてISO規格に適合するマイクロチップの埋込み
- 鳥類：マイクロチップの埋込み、脚環の装着等

（参考）http://www.env.go.jp/nature/intro/1law/shiyou/microchip.html

11

Ａ２
種の保存法に基づく登録は、商業流通の観点で要件を満たす個体について個体識別措置を求めているため、動管法とは別で種の保存法の規制となる別途種の保存法に基づく登録（登録先：自然環境研究センター）が必要

Q3　未登録の個体を飼育しているまたは購入した飼い主が登録を拒んだ場合、獣医師としてどのような対応をすべきですか？あるいは未登録を承知で飼い主への指導を怠った場合、獣医師の責任は問われますか？

A3
飼育するだけであれば必ずしも登録は必要ありませんが、登録が必要な行為（例：他者に譲り渡す等）をする意向がある場合には、種の保存法と登録制度を周知していただければと思います。種の保存法では獣医師の責務は規定されていません。

Q4　個人間（友人・親戚・近所など）の預かりや移動なら、登録票がなくても問題ありませんか？

また、動物病院に治療目的での通院・預かりについては問題ありませんか？

A4　譲渡し等の範疇には含まれるので、預かり・移動は原則NG
ただし、命にかかわる問題であれば、動物病院に連れて行くのはOK
（動物病院における獣医療行為の解釈はA1 と同様）

獣医師が獣医師法第４章の診療のために預かる行為は許可などは不要なので、持ち込んだ人物が誰であれ、獣医師が種の保存法違反になることはありません。
また、通院のために飼い主から獣医師の元に運搬のみ行う飼い主の言わば「手足」になる程度なら、個体登録の飼い主（所有者/占有者）の変更届出は不要だと思いますが、
通院のために飼い主以外がある程度長期間に預かるとなるならば、個体登録の飼い主の氏名変更手続きが必要になるかもしれません。

Q5　鳥の高齢、疾病、削痩等の医学的理由でマイクロチップが挿入出来ないため登録ができない場合、飼育継続は可能ですか？

また、登録のための代替措置はありますか？

A5

人に譲る事、ペットホテルに預ける事をしなければ、そのまま問題なく飼育継続は可能。

ただし、飼い主が施設入居や入院した場合でも、ペットホテルには預けられない。

代替措置として、鳥の場合はクローズドな脚環による個体識別措置で登録することができるため、脚環による個体識別措置があればマイクロチップを入れる必要はありません。

Q6　飼い主が心身的な障害等のため、申請書類に記入出来ない場合は、第三者による代筆は可能ですか？

A6　特に規定はありませんが、飼い主の意思に基づいて第三者が書類作成等の個体登録申請のお手伝いするのは問題ないと考えます。

ただし申請書内容に虚偽があると登録が認められない場合や、虚偽内容による登録をした場合は罰則もありますので、書類作成時にはご本人とよく相談の上、事実を書くようお気をつけください。

Q7　過去の受診事実を獣医師が証明する際、カルテ等が破棄等で失われている場合は、獣医師の記憶だけで記載・証明してもいいのでしょうか？

A7　基本的に診察記録等に基づいて証明を作成されることを想定しています。種の保存法では登録申請に際して書類が不正に作成される等が発覚した場合、罰則の対象となりますので、誤った情報を記載しないようご注意ください。また文書偽造に関して他法令違反となる可能性もあります。

Q8　親族に鳥を譲りたいのですが、登録票と所有者の変更届は必要ですか？また、飼い主が死亡した場合は登録票なしで譲受けられますか？

A8

飼い主が生きている場合は登録票が必要

飼い主が死亡した場合のみ、登録票無しで譲受けることが出来る

なお、相続は手続きの対象となっておりません。飼い主が生前贈与をする場合には、贈与前に個体を登録を頂き、譲渡し後に所有者変更の届出が必要です。

Q9　申請書類が揃わず登録票が取得できていませんが、どうしても鳥を手放さなければいけない場合はどうすればよいですか？

譲渡し等（あげる、売る、もらう、貸す、借りる）の規制

希少野生動植物種は全ての個体に対し、譲渡し等は原則禁止（法第１２条）

販売・頒布目的の「陳列」・「広告」も規制される。（法第17条）

ただし以下の場合は譲渡が可能

①学術研究等の目的で環境大臣の許可を受けた場合

➡ 動物園や大学等の研究機関間の移動が主な対象として想定される

②環境大臣（個体等登録機関）の登録を受けた場合

（登録を受けた場合は17条で禁止されている陳列・広告も条件付で可能）

➡ ペットの販売や一般飼育者間の譲渡等は登録の手続きをするのが通常

※種の保存法は規制対象種の譲渡を規制するものであり、**単純所持（飼育）は規制対象行為ではない。**よって譲渡等が想定されない場合は登録は不要。
預ける行為は規制対象（占有権の移転）となる。

6

A9　環境大臣による移動の許可がおりれば、学術研究施設や動物園等の展示・繁殖施設に移す事が可能

ただし移動の目的が学術研究や繁殖、教育等であることが必要

「学術研究施設や展示・繁殖施設」とは、大学、専門学校等の学校、動物園・水族館等が代表的

許可による譲渡は一件ずつ審査しますので、許可申請される場合には環境省にご相談頂くことになります。

Q10　学術研究施設や展示・繁殖施設で飼育するのであれば、マイクロチップ挿入や登録は不要ですか？

また、マイクロチップや脚環なしで、学術研究施設や展示・繁殖施設間での移動や譲渡は可能ですか？

A10　飼育するだけで、譲渡行為を行わないなら種の保存法による個体の登録は不要

（ただし動物愛護管理法の特定動物に該当する種は、そちらの規制が掛かりますのでご留意ください。）

環境省に譲渡許可申請をして、環境大臣の許可を得て譲渡等を行う場合、マイクロチップや脚環の個体識別措置は必須ではありません。なお動物園間の飼育動物の移動は個体登録ではなく環境省に譲渡許可申請をして、許可を得て行うことが一般的です。

Q11　登録票の無い鳥を引き取って欲しいと警察から依頼された場合は、引き取ることは可能ですか？

A11　引き取り可能（警察法第二条第一項に規定する警察の責務として）

取得の合法証明として警察から引き渡し文書が発行されるので、その文書も大切に保管ください。さらに他施設へ譲渡する場合の譲渡許可申請時や個体登録が可能な場合※には合法取得証明になります。

※ 警察から引き取った場合でも、それまでの鳥の経緯が不明だと基本的に個体登録はできません。

Q12　飼い主を失ったが、登録がないために、レスキューを受けられなかった個体は、動物園や認められた施設へ行く以外に、他にどのような対応になっているのですか？

A12　動物園等に許可で移動させる方法があることをご紹介するまでで、情報を持っていません。

Q13　附属書Ｉの動物種の広告、販売の条件について。登録個体であれば販売できますか？

A13　現在附属書Ｉに掲載されている種でも、種の保存法における登録要件を満たすもの（規制適用日前取得、規制適用日後取得（国内繁殖、許可を得て輸入されたもの））は登録申請が可能

登録された場合には、販売することが可能

Q14　登録済みの個体が販売されるようになりましたが、購入者は飼い主の変更を届け出なければいけないのでしょうか？

A14

飼い主が変わるので登録している氏名の変更届が必要

- 種の保存法では所有権と占有権それぞれの移動が規制対象です。所有権を持つ者が所有者、占有権を持つ者が占有者です。
- ペットの場合、所有者と占有者は同一人物であることが多いと考えられます。動物園ではブリーディングローンなどにより、所有者がA動物園、B動物園に個体を貸し出しており占有者がB動物園となる場合があります。
- 個体等登録では「正当な権限のある占有者」が登録申請することができます。「正当な権限のある占有者」に変更がある場合に、氏名の変更届の提出が必要です。（正当な権限がない占有者は盗んだ場合など）
- 特殊環境でない限り、通常はペットの飼い主＝占有者＝所有者と考えられます。

Q15　登録する際や購入する際に、その飼育者がその個体のエンリッチメントなどを考慮した飼育を行えるか（ケージの大きさや、その他飼育環境など）の審査はないのか？

A15
種の保存法の登録制度は生息地からの捕獲採取につながらない取引かどうかの観点で設計されているため、飼育環境に関する審査はありません。

Q16　登録は5年で更新となり、更新日の６ヵ月前から受付が可能となりますが、新たな5年の起算日は登録終了日の翌日ですか？それとも登録更新日ですか？

A16　有効期間は登録有効期限の満了日翌日から5年

Q17　同一世帯で単身赴任や別居などにより住居が別になった場合、家族や夫婦であっても登録している人とは別の人が飼育する場合は、家族や夫婦間の譲渡し等による登録している氏名の変更が必要ですか？

A17　必要

- ペットの飼育者＝占有者＝所有者　が　ペットの飼育者＝占有者≠所有者　になった場合は、新しい「占有者」の氏名を届け出る必要があります。

Q18　飼い主である娘が登録しましたが、実家を出て独り暮らしをしています。登録済みの鳥は実家においたままとなっています。

①このまま実家で親による飼育を考える場合は、登録している氏名を親に変更しないといけませんか？

②娘が毎日実家に通って鳥の世話をしている場合は、登録している氏名の変更をしなくても良いですか？

A18

①登録している氏名の変更を届け出なければいけない

ペットの飼育者＝占有者（親）≠所有者（娘）となるので、新しい占有者である（親）の氏名を届け出る必要があります。

②登録した飼い主の居住地と鳥の飼育場所が違っていても、娘が実質的な飼い主なので変更しなくても良い

ペットの飼育者＝占有者（娘）＝所有者（娘）で占有者に変更がないので、登録氏名の変更は不要です。

Q19 譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）とは、「所有権・占有権の移行」を意味するのですか？

A19　金銭の授受に関わらず、当該動物の所有権又は／及び占有権が移行することを意味する

→種の保存法では、用語として所有者（所有権を有する者）と占有者（占有権を有する者）を使い分けています。個体等の登録ができるのは、法令上“正当な権限に基づく占有者”です。

・所有権の移動：譲渡し若しくは譲受け

・占有権の移動：引渡し若しくは引受け

Q20　登録している氏名の変更のタイミングを教えてください。

また、登録している氏名を変更した際は、登録の有効期限はそのまま継続となるのか、それとも新たにその時点から5年の有効期限となるのですか？

飼い主（所有者 および/または 占有者）

A20

譲渡が完了してから３０日以内に占有者変更の届け出が必要

登録については登録している氏名が変更となるだけであり、登録票はそのままで有効期限も継続となる

Q21 占有権が移った時には届け出が必要とのことですが、ペットホテルを利用する場合も届け出が必要ですか？

A 21
30日以内に届け出が必要
オンラインでも届け出可能です。

Q22 個体が亡くなってしまった場合の個体の処理として葬儀業者に渡すことは譲渡にあたるのですか？

A22
譲渡にはあたらない
羽などを廃棄する場合も市町村の区分に従って処分可能

その他の質問

Q23　登録票に登録者の記載がないのはなぜか？

登録者が書かれていないので、ペットホテルなどに預ける時に、登録票の提示だけでは真の飼い主かどうかを証明できないと思うのですが・・・。

A23　種の保存法の個体登録制度のねらいは、

登録個体の規制前取得又は規制後の合法取得を担保すること

（登録個体の所有者・占有者が誰かを明確にすることが主目的ではない）

登録票は有効期限内では同一の物が使用され、個体が譲渡され際には、登録票も一緒に前の飼主から新しい飼主に渡されていく

なお占有者氏名の変更届では新しい占有者が行うことになっています。

例えばA（前飼い主）→B（現飼い主）→ペットホテルで、A→Bの変更届出がなされていなかった場合はBの落ち度になり、B→ペットホテルの手続きをするペットホテルが罰せられることはありません。

Q24　規制対象種の鳥を貸したり借りたりするのは何故ダメなのでしょうか？

A24　正確には「貸借がNG」ではなく、許可を得るか個体登録をして頂ければ貸借もOK

（貸借するのであれば、許可を得るか、個体登録を、という考え方です）

なぜ貸借まで規制しているかについて、明確な理由は法律には書いていませんが、市場の需要により発生する取引を制限することで本来の生息地からの捕獲等を防ぐという種の保存法の性質から、所有権を完全に移す以外の貸し借りの取引も対象としていると考えます。

Q25　CITES登録書にはマイクロチップ番号が記載されている(英数字）が、リーダーで読み込み不可の場合は追加で脚輪をつけ、再度脚輪にて登録が必要でしょうか？

（一度マイクロチップを挿入したが、読み取りが出来なくなった場合）

A25
クローズドリングとは、ヒナの時につけたリングのことであり、後付けができないリングを指すため、追加でつけることは不可。
引き続き登録を希望するなら、再度新しいマイクロチップの挿入が必要
マイクロチップ番号が変わる場合は変更登録をする
飼い主は 30 日以内に届出が必要

Q26　ISO 非準拠のマイクロチップ番号も読み取れるマルチリーダーがあると聞きましたが、マルチリーダーでも読み取れないチップは存在するのでしょうか？

A26
情報を持っていません。

種の保存法では、施行規則にマイクロチップのISO規格の記載がありますのでご注意ください。

Q27　獣医師が登録更新時もマイクロチップ識別証明書を記入し、獣医師による写真が必要ということでしたが，多数飼育しているブリーダー等の場合は飼育者がリーダーで写真をとり、それを獣医師に送り獣医師に証明書を記入してもらうという形も可能なのでしょうか？

A27
不可
獣医師が個体とリーダーの番号確認の上記載してください。

Q28　登録をしているヨウムの病理検査のために海外に組織と羽を送ることは出来ますか？

A28　種の保存法とは日本国内における鳥の移動や譲渡など取引の規制に関する制度であり環境省が担当するが、

海外との国際的な輸出入（派生物を含め）の規制はワシントン条約とその担保法である外為法であり経済産業省が管轄する。

ご質問の件は経済産業省に連絡して適切な手続きを行い許可を受けた場合には輸出することが可能

ヨウム以外にもCITESの附属書に記載されている種（ブンチョウ、フクロウ目全種、キュウカンチョウ、オウム目全種（コザクラインコ、セキセイインコ、オカメインコおよびホンセイインコを除く））などは同様の手続きが必要です

参考：経済産業省ウェブサイトワシントン条約規制対象貨物の輸出承認手続き
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ex.html

Q29 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第五条　第２項 第二号には、

譲り渡し等を禁止する例外措置として「獣医師法 第四章の規定による業務に伴って譲渡し等をする場合」とあります。

獣医師法 第四章のどの条文がそれに該当しますか？また、具体的にはどのようなケースが想定されますか？

A29

獣医師法第四章全部が対象

条文番号では第十七条―第二十三条

（一般的な診療行為はおおよそ対象になるのではないでしょうか）

Q30 獣医師法第四章では獣医師が診療対象とする飼育動物

（牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、うずら、その他政令で定めるもの）が

指定されていますが、“種の保存法”の規制対象種で、

飼育動物に指定されていない動物種についてはこの例外措置は適用されますか？

A30

獣医師法第17条は「獣医師でなければ、飼育動物（略）の診療を業務としてはならない。」という飼育動物診療業務の制限に関する条項であり、

獣医師しか診療できないとされている飼育動物以外の種でも獣医師が診療を行う必要があると認めた場合は、この例外措置は適用される。

獣医師以外が飼育動物以外の動物を診療した場合は適用されない。